

様式第1の2（第1条の6関係）

① 危険物 仮貯蔵 仮取扱い 承認申請書

元号〇〇年〇〇月〇〇日 羽咋郡市広域圏事務組合消防長 殿 ② 申請者 住所 石川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 (電話 0123-45-6789) 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	③ 石川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 電話 0123 (45) 6789
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地・名称	④ 石川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 〇〇株式会社〇〇工場 敷地内
危険物の類、品名及び最大数量	⑤ 第4類第 第3石油類 (絶縁油) 〇〇〇〇L	指定数量の倍数 ⑥ 〇〇倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法	⑦ 200リットルの金属製容器（ドラム缶）で貯蔵する。	
仮貯蔵・仮取扱いの期間	⑧ 元号〇年〇月〇日から元号〇年〇月〇日まで 〇日間	
管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)	⑨ 周囲に保安物件はなく、貯蔵場所周囲を区画し安全管理を徹底するとともに、漏れ、あふれ、飛散防止等の対策を行う。 (第5種消火設備のABC粉末消火器2本を配置する。)	
現場管理責任者	住所	⑩ 石川県〇〇市〇〇町〇〇番地〇 緊急連絡先 0123 (45) 6789
	氏名	⑪ 〇〇株式会社 総務課長 〇〇 〇〇 【危険物取扱者免状：有(種類：乙種 第4類)・無】
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理	⑫ 変圧器の絶縁油を入れ替えるため 現状復旧後、廃液については外部搬出し処分	
その他必要事項	⑬ 標識、掲示板を見やすい箇所に掲示する。	
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄
	承認年月日 承認番号	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

1 記入要領

- ① 仮貯蔵又は仮取扱いのいずれか該当する方を○で囲んでください。又は該当しない方を二重取消線で消してください。
- ② 仮貯蔵等の承認申請を行った日付を記入してください。
申請者の住所及び氏名は、仮貯蔵等の行為を行う方又は当該仮貯蔵等に対して管理責任がある方（法人の場合は、その所在地及び代表者）の住所及び氏名としてください。
ただし、請負工事に伴い、仮貯蔵等が必要な場合について、発注者又は請負業者のいずれが申請者になるかは、仮貯蔵等の行為に対して管理責任を負う方を申請者としてください。
- ③ 仮貯蔵・仮取扱いに係る危険物を所有、管理又は占有する者の住所、電話番号及び氏名を記入してください。
- ④ 仮貯蔵等を行う住所及び実施場所について記入してください。
- ⑤ 仮貯蔵等を行う危険物の類、品名、数量を記載してください。品名が多いときは、別紙に記入してください。
（例）「第4類第2石油類（灯油）1500L」
- ⑥ 仮貯蔵等を行う危険物の最大倍数を記入してください。
小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください。
- ⑦ 仮貯蔵等の具体的な方法を簡潔に記入してください。
（例）「変圧器内の絶縁油を仮設防油堤内のドラム缶〇〇本に抜油し、一時的に貯蔵するもので、変圧器とドラム缶を耐油ホースで接続しポンプを介してドラム缶に絶縁油を受け入れる。」
- ⑧ 仮貯蔵等を行う期間を記入してください。
開始日を含めて10日以内であることを確認してください。
- ⑨ 仮貯蔵等を行う場所から周囲の保安対象物件（危政令第9条第1号イからへまでに規定するもの）までの水平距離や周囲の状況を記入してください。
図面による場合は、「別紙のとおり」と記入し、図面を添付してください。
（例）「北側30mに住宅」（方角、距離及び保安対象物件）
仮貯蔵等を行うために設置する消火設備を記入してください。
消火設備については危険物の性質及び数量に応じて、その能力単位が所要数値に達するように設置してください。
（例）「第5種消火設備ABC粉末消火器 10型 2本」
- ⑩ 仮貯蔵等の場所又は行為の管理責任を負う方の住所及び緊急連絡先を記入してください。
- ⑪ 仮貯蔵等の場所又は行為の管理責任を負う方の会社名、職及び氏名を記入してください。
また、当該管理責任者の危険物取扱者免状の有無、免状の区分を記入してください。
- ⑫ 仮貯蔵等を行う目的を簡潔に記入してください。
（例）「臨時ヘリポートの燃料を貯蔵するため」
「清酒製造用の添加アルコールを調合するため」
「変圧器絶縁油を入れ替えるため」等
仮貯蔵等の期間後の状況及び危険物の処理方法等について記入してくだ

さい。

⑬ その他必要な事項欄に例のとおり記入してください。

(例) 「掲示板及び標識を見やすい箇所に掲示する。」

2 仮貯蔵等承認の意義

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、許可を受けて完成検査に適合していると認められた危険物施設でのみ、その行為が許されるという原則があります。

しかしながら、極めて短期間で、臨時的又は例外的な貯蔵、取扱いまで、その原則を貫くのは酷であるという見地から、安全が確保される場合に限り、承認を受ければ便宜上、仮に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことができるものとされています。

承認権者は、当該承認が現実、かつ、具体的な火災危険を避けるためのものである関係上、消防活動の責任者の地位にある者をして、これを行わせるのが妥当であるという見地から、消防長としています。

3 仮貯蔵等承認の基準

仮貯蔵等は、危険物施設として許可を受けている場所以外の場所であることが前提であり、許可を受けている場所においては、承認することができません。

承認条件としては、場所の安全性、実態に即した危険物の数量、期間、その他火災予防上必要なあらゆる事項が考えられます。

4 仮貯蔵、仮取扱いの区別

仮貯蔵、仮取扱いの区別が明確な場合、例えば、屋外においてドラム缶等により、仮に貯蔵する場合等は仮貯蔵として、また、変電所の変圧器の絶縁油を入れ替えるため、仮に取り扱う場合は仮取扱いとして申請してください。

しかし、同一の場所において、同時に仮貯蔵と仮取扱いが行われる場合、又は仮貯蔵とも仮取扱いとも、どちらとも区別がつかない場合は仮取扱いとし、1個の承認案件として申請してください。

これは、仮貯蔵と仮取扱いの区別が必ずしも明白でなく、火災予防上両者を区分することに実益がないからです。

例えば、変電所等において、変圧器の絶縁油交換時に仮設屋外タンク等を設置して危険物の貯蔵及び取扱いを実施する場合は、仮取扱い1件として申請してください。

5 仮貯蔵等の承認個数

数箇所に分散して仮貯蔵、仮取扱いがされる場合は、原則としてそれぞれの場所ごとに別個に申請してください。

ただし、これらの箇所が互いに接近しており、火災が発生した場合、相互に影響が及ぶと考えられるときは、これらを1の仮貯蔵等として申請しても差し支えありません。

6 仮貯蔵等の期間

仮貯蔵等の期間は、法第10条に定められている「10日以内」に限り認められます。

また、同一の場所において、繰り返し継続的な仮貯蔵等を承認することは、原則認められません。

ただし、次に掲げる場合は、仮貯蔵等を認めることもあります。

- (1) 災害の復旧現場において、仮貯蔵等を行う場合
 - (2) 前後の承認の間に連続性がない場合
 - (3) 承認後、承認時の事情に変化があり、承認を更新することが、火災の予防上支障がないと認められる場合
- (例) 危険物の入荷が遅れる等の理由により日付が遅れる場合
- (4) その他更新することがやむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合

7 現地調査の実施

申請場所の事前の調査又は仮貯蔵等の開始時及び仮貯蔵等の期間中等必要に応じて、現地調査を実施し、承認条件に適合するか否か、また、火災予防上支障がないか否かの調査を行います。

8 添付書類等について

申請書には下記の書類等を添付してください。

- (1) 仮貯蔵又は仮取扱いをする場所並びにその周囲の状況を示した平面図、立面図及び断面図
- (2) 建築物内で仮貯蔵又は仮取扱いをする場合は、当該建築物に関する平面図、立面図及び断面図並びに構造設備図
- (3) 具体的な仮貯蔵、仮取扱いの作業内容に関する書類
- (4) 漏れ、あふれ、飛散防止対策及び流出防止対策に関する書類
- (5) 作業工程表
- (6) 仮貯蔵又は仮取扱いを行うための設備の位置、構造及び設備の明細書
- (7) 消火設備に関する書類
- (8) 標識、掲示板に関する書類
- (9) 安全対策に関する書類
- (10) 緊急時の連絡体制表
- (11) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止上必要な事項に関する書類及び図面

9 申請部数

申請は2部提出してください。

10 申請先

羽咋郡市広域圏事務組合消防本部 予防課
石川県羽咋市中央町ア 185 番地
TEL 0767-22-7816

※法令名略語

法・・・・・・消防法

危政令・・・・危険物の規制に関する政令